

身体拘束等の適正化指針 社会福祉法人由木かたくりの会

I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

私たち支援者は、利用者がエンパワメントしていくことを支援することが、大きな役割である。安易な身体拘束等（特に行動制限）は利用者の主体的な気持ちを奪い、自己肯定感獲得の機会を奪うものである。従って、私たち支援者は身体拘束等の精神的な影響を強く、意識し「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努めなければならない。

- 1 私たち支援者は利用者一人ひとりの、様々な障害特性を理解し、身体拘束等を安易に行うことなく支援を行う。
- 2 支援者は支援の振り返りをする事なく、身体拘束等を安易に正当化しない。
- 3 支援者は利用者への身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努める。
- 4 「身体拘束等を無くすことは」は日常の支援の改善が必須であり、常にサービスの質の向上に努める。

II 身体拘束に該当すると考えられている行為

身体的拘束に該当する具体的な行為（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- 1 車いすやベッド等に縛り付ける
- 2 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- 3 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 4 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 5 行動を落ち着かせるために、自分の意思で開く事のできない居室等に隔離する
- 6 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

身体拘束等の具体例

- 1 自傷、他害行為があった時に、その行動を抑制する場合
- 2 サービス利用時にパニック、発作等で身体を抑える行為
- 3 食事、排尿、排泄介助時に身体を抑える行為
- 4 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等で身体を抑える行為
- 5 クールダウンの為に、閉鎖した部屋で対応する場合
- 6 被服や身の回りの物を着脱する時に、体を抑える場合

Ⅲ 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件+3）

- 1 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - 2 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
 - 3 一次性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的であること
-
- ① 複数での決定・・・出来る限り複数での決定
 - ② 説明と同意・・・事前説明を行い、出来る限り同意を得る
 - ③ 記録と報告・・・記録を作成し、上司に報告を行う

Ⅳ 身体拘束適正化に向けた体制

- 1 委員会の設置及び実施・・・理事長を委員長とし、各管理者及び事業部責任者で構成し、委員長の判断で必要に応じて他の職員を参加させることができる。
- 2 定期的な研修の実施・・・虐待防止委員会と合同の研修を年一回以上開催する。
- 3 記録の整備

かたくりの会では、身体拘束等の適正化に向けて、身体拘束等適正化委員会（以下、を設置する。

1 目的

利用者の身体拘束実施の適否及び身体拘束等を必要としない支援について協議・決定を行うこと。

2 会議の構成員

理事長、統括管理者、管理者、管理者補佐、事業部責任者、看護師とするが、必要に応じて関係職員を参加させることができる。

3 会議の開催

年一回以上開催し、必要に応じて随時開催する。

Ⅲ 身体拘束等の適正化のための職場研修に関する基本方針

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施する。

- 1 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- 2 新任者に対する身体拘束等適正化に関する研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施

Ⅳ 発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

- 1 身体拘束等を行う場合には、身体拘束適正化委員会において協議し、本人及び家族等と面談にて説明することを原則とし、同意（様式1）を得ること。
- 2 身体拘束等を行った場合は、開始から6ヶ月以内に、身体拘束等適正化委員会において経過を報告し、廃止を検討する。
- 3 必要に応じてかたくりの会第三者委員へ報告を行うこと。

Ⅴ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たしたうえで、以下の手続きを取る。

- 1 利用者本人や家族に対しての説明
事前にご家族等の同意が取れず、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には速やかにご家族等へ連絡して説明及び承諾を得る。
- 2 記録と再検討
法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録し（様式2）5年間保存する。また、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等について随時検討する。

3 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合、速やかに身体拘束を解除する。ご本人及び家族等へ説明を行い、身体拘束等適正化委員会において廃止を実施する。改善されない場合、継続について本人家族に説明し同意を得る。

4 個別支援計画書への記載

突発的行動（他害、飛び出し等）等の状態の改善に時間を要する場合、個別支援計画に三要件を満たした場合に限り、身体拘束等を実施する必要があることを事前に個別支援計画に明記する。

VI 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1 本指針は書面として各事業所、事業部に備えおき、常時閲覧できる状態とする。
- 2 電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。
- 3 閲覧はルビを用いる等、わかりやすい形で用意する

附則

本指針は令和4年4月1日より運用する。

令和5年4月1日 一部改正